

資 料

資料 1 「中間報告」に対する意見募集結果の概要

1 項目別の件数

項目	件数
被害者の支援、被害者の状況に関すること	35
配偶者暴力のある家庭等の子どもへの支援等に関すること	7
加害者への対応に関すること	14
早期発見・未然防止に関すること	14
連携・ネットワークの構築に関すること	26
全体的なこと	7
記載がない事項についての意見	6
計	109

2 意見募集期間

平成 16 年 3 月 30 日から 4 月 19 日まで

(収受は 4 月 20 日到着分まで)

3 主な意見 (お寄せいただいたご意見の主なものを項目ごとに分類整理した)

被害者の支援、被害者の状況に関すること	
	相談や一時保護の件数がでているが、氷山の一角と思う。実際に深刻な状態であっても世間体や経済状況、その後の生活を考え逃げるといった行動ができない女性が多いという認識が必要。
	暴力を受けたときにだけ恐怖を感じていると受け取られやすい表現がされているが、多くの被害者は毎日が心理的に不安定な状況で暮らしていることが多い。
	身近な自治体で、DV 相談の場とグループ相談等を事業化してほしい。
	保健相談所は、日常業務を通じての早期発見の機会(酒害相談、精神保健相談、乳幼児健診、地域活動、関係者からの相談など)がある。相談者が安心して相談できる環境作りが必要である。
	DV に関しての専門的な知識や援助技術が十分に備わっているとはいえ、人材の育成が緊急の課題である。市町村保健師など初期対応機関の職員は、DV の相談に慣れていない現状がある。DV の研修も積極的に実施して欲しい。
	相談では家族機能に着目し、夫婦間だけでなく、子どもの成長発達、親からの支援の有無や家族の健康状態も含めて見守ることが基本的な技術であり、必要に応じ関係者会議を開催する必要がある。スーパーバイザーを確保できればより効果が期待できる。
	被害者の心理的ケアが早急に必要である。精神状態が不安定なまま、新しい生活と育児をこなすことはきわめて困難である。
	配偶者暴力被害者の立場を十分理解した上での診療・支援をしてくれる医療機関は十分とはいえない。DV を扱ってくれる精神科医もとても少ない。
	被害者の生活全般のフォローが関係者の連携の基に展開される必要がある。
	保護とケアに民間機関を活用して欲しい。民間機関は被害者のケアにふさわしい資質とノウハウを持っている。元被害者による支援も民間機関との連携により実現する。
	元被害者がサポート活動を行って悪影響を及ぼすというきわめて深刻な事態を避けるために、サポーターの資格基準を設定して欲しい。
	ボランティアの活用は、危険を伴う事例も多いことからその育成方策について明確にしておくべきである。
	言葉の暴力、言葉によるコントロールも暴力と認定して欲しい。肉体的な暴力をふるえば訴えられることがわかっている加害者は、言葉で人を制する。言葉の暴力、モラルハラスメントを訴えられるような制度づくりをしてほしい。
配偶者暴力のある家庭等の子どもへの支援等に関すること	
	児童虐待防止法改正案も国会を通過したので、DV と児童虐待がリンクして相談や支援ができる対策をとって欲しい。虐待も DV も早期発見・早期支援が大事である。
	虐待予防のマニュアルができていますが、そのほとんどを配偶者暴力予防の視点に活かせると思う。家庭や学校・地域で、あらゆる暴力を防止するためには、子育て支援関係者と男女平等参画関係者の相互の連携と協力が不可欠である。

	<p>配偶者暴力を目の前で見る子どもへの影響という点では、子どもに問題行動が起きる、精神的な影響が生じるという問題よりも、子どもがそれらの問題行動や精神的な影響をきたしている状況を周囲の大人が発見できていないことこそが問題なのではないか。</p> <p>アルコールなどの嗜癖がある場合、親の治療にばかり目が向けられ、子どもには目が届かない。子の保護を優先すべきとの意見も出されている。この点も重く受け止めて欲しい。</p>
加害者への対応に関すること	
	<p>被害者を救済しても、また別の配偶者を見つけ、暴力を繰り返すことが多い。一般的なカウンセリングでは追いつかない。アメリカなどの治療プログラムを受刑者に課する必要がある。被害者を増やさないためにも、加害者自身のためにも司法の介入と医療との連携が求められる。</p> <p>DV 加害者の治療・教育プログラムのできる相談機関が必要である。</p> <p>加害者の治療は司法関与がないとできない。加害者の治療施設が必要ではないか。</p> <p>加害者プログラムに金をかけるよりも、逮捕して欲しい。加害者プログラムの歩留まりの悪さ、加害者の人格の異常さを考えると、加害者プログラムに多額の投資を行うのは大変な無駄だと思う。費用は、加害者から徴収すべき。</p> <p>加害者にはなによりも DV が犯罪であると認識させることが重要である。そのことに触れるべきである。警察との連携が明確に書かれるべき。</p> <p>即刻逮捕してほしい。せめて、隔離的な制裁は必要と思う。</p>
早期発見・未然防止に関すること	
	<p>保健部門の家庭訪問、健康相談、健康診断など多くの母子保健と精神保健の窓口で、暴力・虐待などの被害者のサインを見逃さないように技術を習得し、相談に乗れる体制が求められる。</p> <p>DV 相談には行きにくい人のために、保健センター等に専門職による家族問題相談などの設置が望ましい。</p> <p>結婚後まもなく暴力がはじまっているため、出産直後の精神保健リスクの高い時期と重なる。出産直後の早い時期に相談、支援できる体制の確立が必要。特に医療の場での早い時期の発見が可能と思う。</p> <p>「DV は犯罪です」というポスターをあちこちに貼って欲しい。</p> <p>加害者のほとんどは有職者であるので、職場での配偶者暴力の広報活動や研修が必要だと思う。配偶者暴力を単に家庭内の問題に止めず、地域社会全体の問題にしていく必要がある。</p> <p>あらゆる暴力を予防していく視点では、学校や地域の教育の機会を通じて子どもにも理解させていく必要がある。</p>
連携・ネットワークの構築に関すること	
	<p>連絡会議には、福祉事務所、保健相談所、各警察生活安全課、被害者保護施設、学校、医療機関の関係者等の参加が有益である。顔が見えることで、連携・協力がより確かなものになる。</p> <p>関係者の広域的で機能的な連携を進め、緊急性に応えられるようにしてほしい。</p> <p>広域的に児童相談所や女性相談センター等の連携体制が必要である。専門の医療福祉・保健等の連携が求められる。スーパーバイザーの配置も確保されたい。</p> <p>支援に関わる専門家は極めて少なく、専門医の育成やスーパーバイザーの養成が緊急に求められる。</p> <p>民間支援団体は一時保護だけでなく、電話相談、カウンセリング、自助グループなど多様な支援を行っており、これらの部分では民間との連携が不可欠である。民間支援団体との対等な協働関係、連携体制を構築するためには、委託等の活用を含めて検討が必要である。</p>
全体的なこと	
	<p>DV と児童虐待は公衆衛生の課題として、保健所・保健センターの施策に位置づける必要がある。心のリスクマネジメントとして保健に位置付け、対応していく必要がある。</p>
記載がない事項についての意見	
	<p>障がい女性、外国籍女性など支援に繋がりにくいマイノリティへの支援が必要。点字の DV パンフレット、相談ファックスなどもない。通訳費用も支援の過程の中で大きな問題である。</p> <p>被害者の支援者や家族の安全の確保について対処すべきである。</p> <p>二次被害の防止についての項目が必要である。研修等の項目で一部配慮されているが、警察、家庭裁判所、各種窓口、保護施設等での二次被害は深刻である。</p>

資料2 配偶者暴力防止法の改正の概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、配偶者暴力防止法の改正が行われ、平成16年12月2日から施行される。改正の主な点は、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針及び都道府県の基本計画の策定、区市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施等とともに、被害者の自立支援等について定めている。

1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大

「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうこととする。また、離婚後に元配偶者から引き続き受けるこれらの暴力又は言動もこれに含める。なお、保護命令に関する規定及び警察本部長等の援助に関する規定等については身体に対する暴力のみを対象とする。

2 保護命令制度の拡充

(1) 元配偶者に対する保護命令

離婚後も、元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、裁判所が保護命令を発する。

(2) 被害者の子への接近禁止命令

配偶者が被害者の幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っている等の事情があることから、被害者がその同居している未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することとする。ただし、被害者の子が15歳以上のときは、その同意がある場合に限る。

(3) 被害者と共に生活の本拠としている住居付近のはいかいの禁止

退去命令において、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去に加え、当該住居の付近のはいかいの禁止を命ずることとする。

(4) 退去命令の期間の拡大

退去命令の期間を2月間に拡大する。

(5) 退去命令の再度の申立て

退去命令の再度の申立てを認めることとし、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により既に発せられている退去命令の期間内に転居を完了できない等、退去命令を再度発する必要があると認めるとき事情があるときに限り、これを発することとする。ただし、配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、これを発しないことができる。

(6) 保護命令の再度の申立手続の改善

保護命令の再度の申立てをする場合において、配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対する相談等の事実に係る所定の事項が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付を不要とする。

3 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施

市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができることとする。

4 被害者の自立支援の明確化等

(1) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(2) 基本方針及び基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、主務大臣は基本方針を、都道府県は基本計画を定めなければならない。また、主務大臣は、都道府県に対し基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努める。

(3) 配偶者暴力相談支援センターによる自立支援の明確化及び調整機能の発揮等

被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと等を、配偶者暴力相談支援センターの業務として明記する。

(4) 民間団体との連携

配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体との連携に努める。

(5) 福祉事務所による自立の支援

福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努める。

(6) 関係機関の連携協力

都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するように努める。

5 警察本部長等の援助

警察本部長等は、配偶者からの暴力を受けている者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

6 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努める。

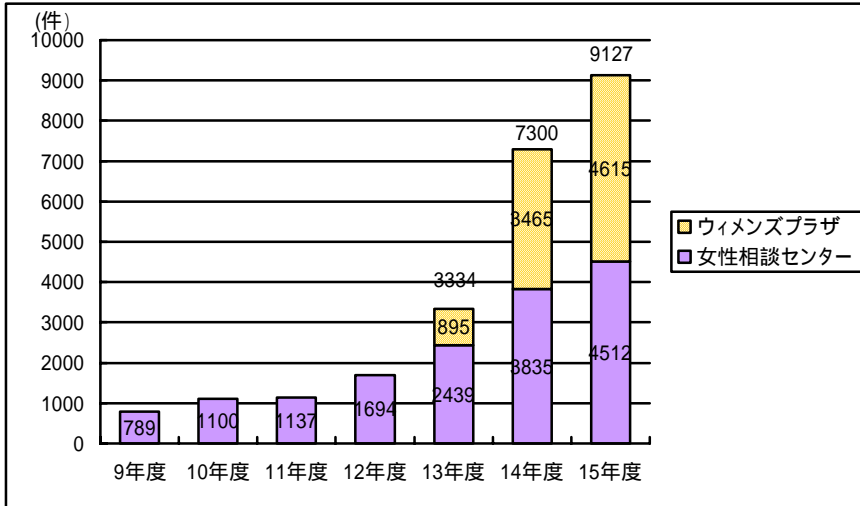
7 外国人、障害者等への対応

職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならない。

8 検討

改正後の本法の規定については、改正法の施行後 3 年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

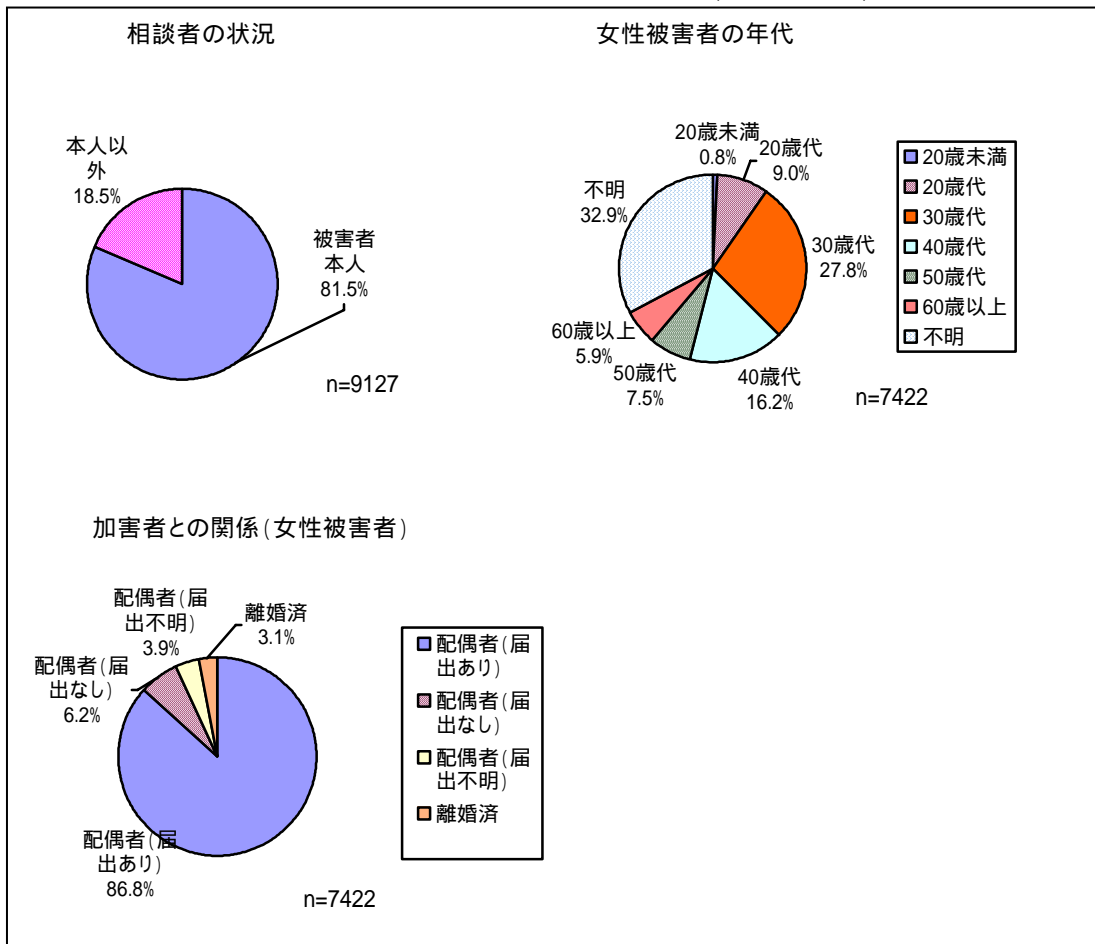
資料3 東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターの相談件数の推移



* ウィメンズプラザでは、平成 13 年度から統計上「配偶者等からの暴力」の項目で取り始めた。
 * 女性相談センターの平成9～10年度は、統計上「夫の暴力・酒乱」という括り方をしている。

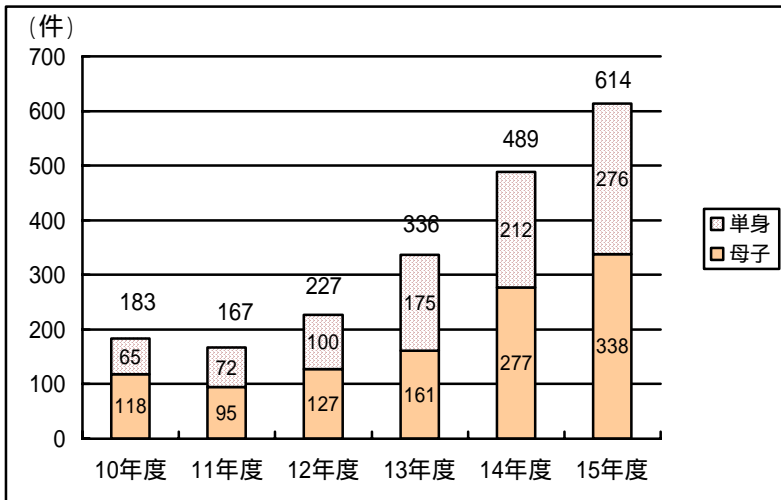
資料：東京都生活文化局調べ

資料4 都の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談の状況(平成 15 年度)



資料：東京都生活文化局調べ

資料5 配偶者暴力による一時保護所利用者の推移



* 東京都女性相談センターが関わった利用者数
 * 母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

資料：東京都生活文化局調べ

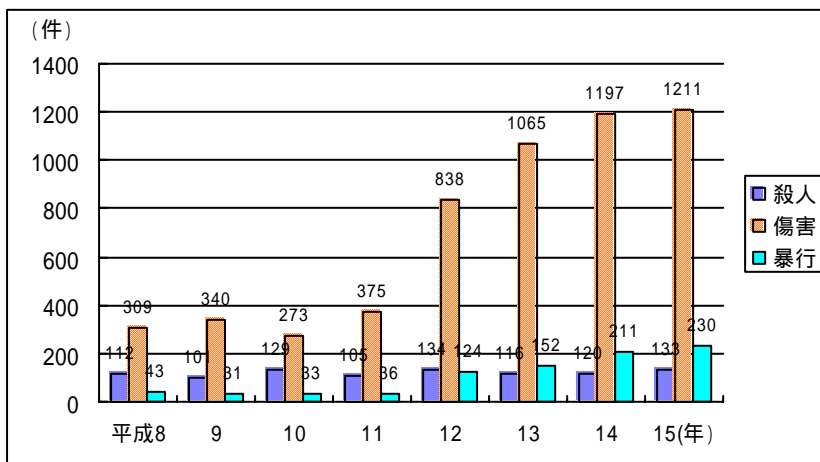
資料6 保護命令発令状況

区分 年度	東京地方裁判所管内				全 国			
	保護命令発令				保護命令発令			
	接近禁 止のみ	退去の み	双方		接近禁 止のみ	退去の み	双方	
13年度	12	82件の内訳			289	208	1	80
14年度	70	41	0	41	1,282	912	4	366
15年度	92	53	0	39	1,498	1,054	6	438
計	174	94	0	80	3,069	2,174	11	884

*平成13年度は13年10月から14年3月までの件数である。

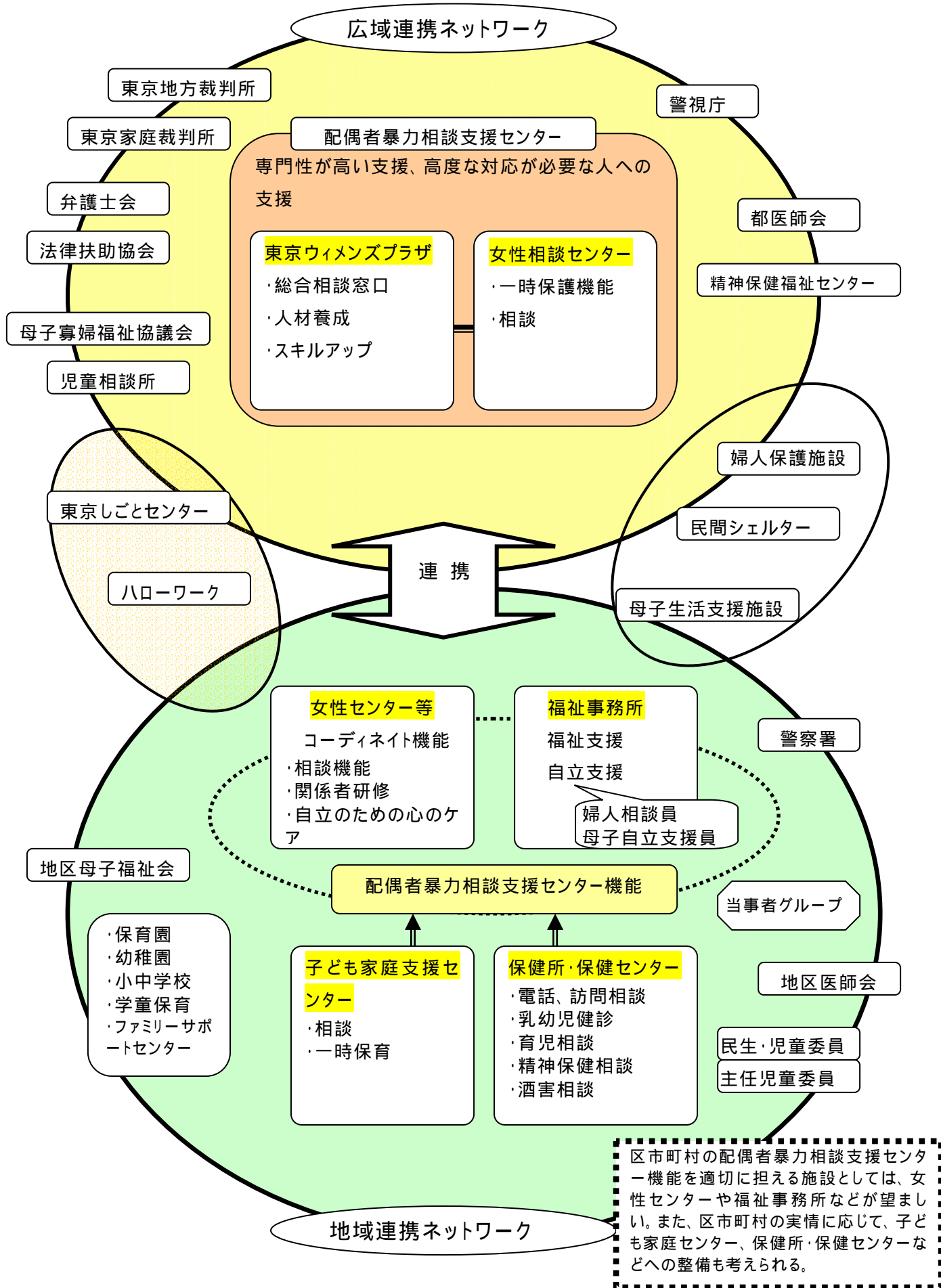
資料：最高裁判所事務総局民事局資料より作成

資料7 夫から妻への犯罪の検挙状況



資料：警察庁資料より作成

資料8 支援のネットワーク(イメージ図)



東京都男女平等参画審議会委員名簿（平成16年7月27日現在）

（敬称略）

	氏名	現職等	備考
会長	渥美 東洋	中央大学総合政策学部教授	
委員	樺山 たかし	都議会議員	
委員	加茂 登志子	東京女子医科大学 女性生涯健康センター・精神医学教室教授	専門部会委員
委員	串田 克巳	都議会議員	
委員	庄司 洋子	立教大学社会学部教授	
委員	白石 真澄	東洋大学経済学部助教授	
委員	妹尾 栄一	(財)東京都医学研究機構 東京都精神医学総合研究所副参事	専門部会委員
委員	武井 雅昭	港区長	
委員	武中 カナエ	東京都民生児童委員連合会副会長	
会長代理	中島 元彦	社会福祉法人東京都社会福祉事業団理事長	
委員	野上 じゅん子	都議会議員	
委員	波田 あい子	(財)東京都医学研究機構 東京都精神医学総合研究所客員研究員	専門部会委員
委員	馬場 裕子	都議会議員	
委員	番 敦子	弁護士	専門部会委員
委員	広岡 守穂	中央大学法学部教授	専門部会委員
委員	星野 信夫	国分寺市長	
委員	前田 雅英	東京都立大学法学部長	
委員	松原 康雄	明治学院大学社会学部長	専門部会部会長代理
委員	森野 美徳	ジャーナリスト	
委員	山崎 美貴子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部長	専門部会部会長
専門委員	小西 聖子	武蔵野大学人間関係学部教授	
専門委員	中村 正	立命館大学大学院応用人間科学研究科教授	

退任された委員（役職は在職中のもの）

	氏名	現職等	在任期間
委員	近藤 やよい	都議会議員	平成15年3月11日～ 平成15年10月5日
委員	鈴木 一光	都議会議員	平成15年3月11日～ 平成15年10月5日
委員	原田 敬美	港区長	平成15年3月11日～ 平成16年6月27日

東京都男女平等参画審議会 開催状況

開催日	総会	部会及び 起草委員会	会議の内容等
平成15年 3月11日	第1回		<ul style="list-style-type: none"> ・会長・職務代理者の選任 ・調査審議事項について ・配偶者等からの暴力対策の状況について
3月26日		第1回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び部会長代理の選任 ・現状及び課題の報告 ・実態把握の考え方
4月22日		第2回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力被害者及び子どもの実態と問題点について 意見聴取：野本律子氏（女性ネット Saya-Saya） 平川和子氏（東京フェミニストセレクトセンター代表） ・実態把握に関する調査について
5月26日		第3回 専門部会 (施設見学)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都女性相談センターの現状 ・三鷹市子ども家庭支援センターにおける 地域ネットワーク構築の現状について
5月29日		第4回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待にみる配偶者暴力の実態について 意見聴取：壽原重熙氏（東京都杉並児童相談所長） ・暴力加害者の実態及び加害者対策の状況について 意見聴取：中村正専門委員（立命館大学教授）
6月20日		第5回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援及び加害者対策の現状と問題点について 意見聴取：小西聖子専門委員（武蔵野大学教授）
7月15日		第6回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、課題、問題点の整理及び考察について
9月17日		第7回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握に関する調査の概要について ・論点整理について
10月27日	第2回		<ul style="list-style-type: none"> ・検討経過報告 ・実態把握に関する調査の概要について ・論点整理について ・起草委員会の設置について
12月4日		第1回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告の骨子について ・中間報告（案）について
12月19日		第8回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握に関する調査結果の概要について ・調査結果に基づく分析及び検討について
平成16年 1月16日		第2回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告（案）について
1月22日		第9回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告（案）について
2月10日		第3回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告（案）について
2月17日		第10回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告（案）について ・被害者への具体的支援策について
3月29日	第3回		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」中間報告

開催日	総 会	部会及び 起草委員会	会 議 の 内 容 等
平成16年 4月27日		第11回 専門部会	・配偶者暴力対策の具体的支援策のあり方について
7月1日		第4回 起草委員会	・最終報告（案）について
7月6日		第12回 専門部会	・最終報告（案）について
7月22日		第5回 起草委員会	・最終報告（案）について
7月27日	第4回		・「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」報告